

令和7年度毒物劇物事故対策研修会

毒物劇物営業者等への 立入検査状況について

令和7年11月26日
長野県 健康福祉部 薬事管理課

しあわせ  信州

本日の内容

1. 毒物及び劇物取締法について
2. 令和6年度毒物劇物営業者等への
立入検査状況について
3. 長野県の毒物劇物安全対策事業について

しあわせ  信州

3

1. 毒物及び劇物取締法 について

しあわせ  信州

4

毒物及び劇物取締法の概要

この法律は、毒物及び劇物について、保健衛生上の見地から必要な取締を行うことを目的とする(法第1条)。



- 毒物劇物の指定
- 毒物劇物の流通に関する規制
- 毒物劇物の使用に関する規制
- etc...

しあわせ  信州

法の適用範囲

① 毒物劇物を製造又は輸入する者

⇒ 試薬メーカー、工業用の製剤製造業者等

※事業所ごとに製造業又は輸入業の登録を受けることが必要。

しあわせ  信州

法の適用範囲

① 毒物劇物を製造又は輸入する者

★2020年4月1日から、毒物又は劇物の原体の登録等に係る事務・権限が、国から都道府県知事へ移譲された。

権 限		国	都道府県
製造業	原体	○ →	
	原体(小分けのみ)		○
	製剤		○
輸入業	原体	○ →	
	製剤		○

しあわせ  信州

法の適用範囲

② 毒物劇物を販売する者

⇒ 薬局、農薬販売店等

※店舗や事業所ごとに販売業の登録を受けることが必要。



販売業の区分

- 一般販売業
- 農業用品目販売業
- 特定品目販売業

しあわせ  信州

法の適用範囲

③ 毒物劇物を業務上取り扱う者

⇒ 業務上取扱者

(薬品工場、病院、研究所、クリーニング所、農家等)

※事業の内容や取り扱う品目によって、届出が必要な場合もある
(シアン化合物を使った電気メッキ・熱処理業等)



届出が必要でない場合も、業務上取り扱う場合は、
法の適用範囲となる。

しあわせ  信州

毒物劇物取扱責任者

毒物劇物を取り扱う上での**安全確保について責任を持つ者**のことで、次の事項を総括的に管理・監督する必要がある。

- 貯蔵場所、在庫量、運搬用具等の管理
- 容器、被包、貯蔵場所の表示の点検
- 取扱いの状況の点検
- 譲渡・交付手続きの点検
- 運搬、廃棄に関する技術上の基準への適合状況の点検
- 事故時の措置

etc...

毒物劇物の譲渡手続き

毒物劇物の販売又は授与に際しては、必要事項を書面に記載して、**5年間保存**する義務あり。

登録を受けた営業者以外の方に販売又は授与する場合には、必要事項を記載し、譲受人が**押印又は署名した書面**の提出を受けなければならない。

<書面に記載すべき必要事項>

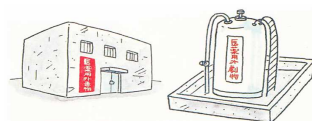
毒物劇物の名称及び数量・販売又は授与の年月日
譲受者の氏名・職業・住所

毒物劇物の保管管理

盗難・紛失・漏えい・流出防止の措置が必要



- 専用の保管庫を使い、他のものと区別する
- 保管場所は、頑丈なもので施錠する
- 受払い簿を作成し、日常的に数量管理をする
- 保管場所には、「医薬用外毒物」「医薬用外劇物」の表示をする
- 地震対策として保管庫の転倒防止対策をとる



毒物劇物の表示及び容器

表示

- 毒物の場合
⇒「医薬用外」の文字と
赤地に白色で「毒物」の文字
- 劇物の場合
⇒「医薬用外」の文字と
白地に赤色で「劇物」の文字

医薬用外毒物

医薬用外劇物

容器

誤って飲用等されないように毒物劇物であることが分かる容器を使用しなければならない。



飲食物の容器(ペットボトル等)は不適



毒物劇物の廃棄方法

○自分で処理する場合

中和・加水分解・酸化・還元・希釈等により毒物劇物に該当しないものにしてから廃棄する

○自分で処理できない場合

県知事の許可を受けている産業廃棄物処理業者に委託する



しあわせ信州

事故や事件の際の措置

○盗難、紛失の場合

⇒ただちに警察署に届け出る

○飛散・漏洩・流出等の場合

⇒ただちに保健所、警察署又は消防機関に届け出る

“いざ”というときのために

- ・通報体制を整備しておく
- ・被害を食い止めるために取るべき措置を確認しておく



しあわせ信州

毒物劇物に関する情報の提供

毒物劇物営業者が毒物劇物を販売するときは、譲受人に対して、その毒物劇物の性状及び取扱いに関する情報を提供しなければならない。



SDS(Safety Data Sheet)

安全(性)データシートのことで、化学物質を安全に取り扱うために必要な情報を記載したもの。事故の際の応急措置、物理的及び化学的性質、毒性に関する情報等が記載されている。

しあわせ信州

毒物劇物に関する情報の提供

製品安全データシート		
硫酸		
作成日 2002年11月 29日 改定日 2006年 9月15日		
1. 化学物質等及び会社情報		
化学物質等の名称:	硫酸	
製品コード:	○○○	
会社名:	○○○○株式会社	
住所:	東京都△△区△△町△△△△番地	
電話番号:	00-1234-5678	
緊急時の電話番号:	00-1234-5678	
FAX番号:	00-1234-5678	
メールアドレス:		
推奨用途及び使用上の制限:	硫酸は化学工業の基礎原料で、特に肥料工業、製糖、無機薬品工業をはじめ金属製錬、鉄鋼、鉛酸、鋅酸、製紙、食品工業など広範囲に使用される。化粧品原料(洗浄用化粧品)。	
2. 危険有害性の要約		
GHS分類	火災類	分類1除外
物理化学的危険性	可燃性-引火性ガス	分類1除外
	可燃性-引火性エアゾール	分類1除外
	可燃性-酸化性ガス	分類1除外
5. 火災時の措置		
特有の危険有害性:	この製品自体は、燃焼しない。漏洩・火災に際して適切な消火剤を用いる。加圧により容器が爆発するおそれがある。火災によって刺激性、腐食性又は毒性のガスが発生するおそれがある。危険でなければ火災区域から容器を移動する。消火後も、大量の水を用いて十分に容器を冷却する。漏洩・火災の場合、移動可能な容器は速やかに安全な場所に移動する。消火作業の際は、適切な空呼吸器、化学防護服を着用する。	
特有の消火方法:		
消火を行う者の保護:		
6. 漏洩時の措置		
人に対する注意事項、保護具及び緊急時措置:	作業者は適切な保護具(「8.ばく露防止及び保護措置」の項を参照)を着用し、風、皮膚への接触や吸入を避ける。漏洩に、全ての方向に適切な距離を確保して避難する。漏洩以外の空気を吸入を避ける。作業者は適切な保護具(「8.ばく露防止及び保護措置」の項を参照)を着用し、風、皮膚への接触や吸入を避ける。適切な防護衣を着けていないときは被曝した容器あるいは漏洩物に触れてはならない。風上に留まる。河川等に流出し、環境へ影響を及ぼさないように注意する。環境中に放出してはならない。少量の場合、乾砂土、砂や不燃材料で吸収し、あるいは吸って密閉できる容器に回収する。危険でなければ漏れを止める。すべての漏洩源を速やかに閉鎖し(逆栓での閉鎖、火花や火災の禁止)。	
回収、中絶:		
封じ込め及び浄化の方法・材料:		
二次災害の防止策:		

しあわせ信州

毒物劇物に関する情報の提供

イエローカード

化学物質の有害性、事故発生時の応急措置、緊急連絡先などを記載したカード。

危険有害物質等を輸送する際に、製造業者等が作成し、運送人に交付することにより、事故時の措置等の周知徹底を図り、化学物質の総合的な物流安全を図ろうとするもの。

毒物劇物に関する情報の提供

2. 令和6年度 毒物劇物営業者等への 立入検査状況について

令和6年度 毒物劇物監視結果

事 項 業 種	対 象 施 設 数	立 入 検 査 数	違 反 施 設 数	違 反 内 容										計
				登 録 ・ 届 出	貯 蔵 設 備	取 扱 搬	運 搬	廃 棄	表 示	譲 渡 交 付	事 故	情 報 提 供	取 扱 責 任 者	
製造業	22	18	3						2	1				3
輸入業	9	6	1						1					1
販売業者	一般	1,161	528	53	1	3	24	1	7	24			1	61
	農業用品目	133	71	8	1		2		2	4			1	10
	特定品目	21	5	1			1							1
特定毒物使用者		16	1											
特定毒物研究者		45	3											
メッキ業者		67	23	6			1		4				2	7
金属酸処理業者		3												
運送業者		2												
しろあり防除業														
その他		236	44		3		30		22					55
計	1,479	891	116	5	3	58	1		38	29			4	138

令和6年度毒物劇物監視の主な指摘事項

○ 取扱

- ・ 保管庫が常時施錠されていない。
- ・ 毒物劇物を保管庫外に置いていた。
- ・ 保管庫の鍵の管理体制が不明確である。
- ・ 毒物劇物とその他の物とを混在して保管している

○ 譲渡交付

- ・ 譲渡の際に受ける書面の不備。
- ・ 書面が適正に保管されていない。(5年保存必須)

○ 表示

- ・ 所定の表示(「医薬用外毒物」、「医薬用外劇物」)がない。

3. 長野県の 毒物劇物安全対策事業

長野県の毒物劇物安全対策事業

毒物劇物事故処理剤備蓄事業

<目的>

自然災害や交通事故による毒物劇物漏えい事故により、不特定多数の者に保健衛生上の危害を生じ
るおそれが発生した場合のために、応急措置に必要な中和剤を確保する

長野県の毒物劇物安全対策事業

毒物劇物事故処理剤備蓄事業

<備蓄品目と備蓄量(1ヶ所あたり)>

処理剤名	対象毒物劇物	基準量(kg)
消石灰	酸、塩素、クロルピクリン	4,000
ソーダ灰	硫酸銅、塩化亜鉛	3,500
苛性ソーダ	酸、シアン	4,000
(無水)重亜硫酸ソーダ	クロム酸、フッ酸	2,000
次亜塩素酸ソーダ	シアン、セレン化水素	4,000
硫酸	アルカリ	800

長野県の毒物劇物安全対策事業

毒物劇物事故処理剤備蓄事業

<備蓄場所及び連絡先>

(令和7年4月1日現在)

名称	所在地	電話番号
鍋林(株) 松代配送センター	長野市松代町豊栄宮崎6331	026-278-7543
(株)ミライ化成 長野営業所	千曲市雨宮2473	026-274-7667
(株)アセラ 長野支店	千曲市雨宮540	026-272-1521
鍋林(株) あづみ野配送センター	北安曇郡松川村南神戸4363-32	0261-62-9950
(株)アセラ 松本支店	塩尻市広丘野村1808	0263-52-4141
(株)土田商店 諏訪化成成品センター	茅野市宮川7275-1	0266-73-2500
(株)ミライ化成 伊那営業所	上伊那郡南箕輪村9004-1	0265-76-7557

しあわせ  信州

長野県の毒物劇物安全対策事業

農薬危害防止運動

全国一斉に実施(6月1日～8月31日)

農薬適正使用研修会

農薬販売者等への立入検査

各種広報活動

etc...

しあわせ  信州

長野県の毒物劇物安全対策事業

毒物劇物及び農薬危害防止運動

長野県独自に実施(11月16日～11月30日)

毒物劇物運搬車両の指導取締

毒物劇物事故対策研修会

農薬販売者等への立入検査

各種広報活動

etc...

しあわせ  信州

情報提供

毒物劇物の安全対策

(厚生労働省 医薬・生活衛生局化学物質安全対策室)

<http://www.nihs.go.jp/mhlw/chemical/doku/dokuindex.html>

- ・ 毒物及び劇物取締法について
- ・ 関係法令、通知(データベース)
- ・ 盗難・紛失事故、流失・漏えい事故の状況
- ・ 危害防止規定、マニュアル等

しあわせ  信州

毒物・劇物について ご不明な点は…

<お問い合わせ窓口>

- 長野県健康福祉部薬事管理課
- 保健福祉事務所(県下10か所)
- 長野市保健所(管轄区域:長野市)
- 松本市保健所(管轄区域:松本市)

ご清聴ありがとうございました

しあわせ  信州